

(表)

放課後児童クラブ室なかよし会利用許可申請書
(兼なかよし会児童台帳)

令和●年●月●日

豊山町長 (指定管理者)

保護者 住 所 豊山町大字
豊場字新栄260番地

フリガナ トヨヤマ タロウ
氏 名 豊 山 太 郎
電話番号 0568-28-0001

新学年を記入、組は空欄にしてください。

放課後児童クラブ室なかよし会の利用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用児童	フリガナ トヨヤマ イチロウ		氏 名 豊 山 一 郎 (男・女)	
	生年月日		H●●年●月●日	
学校及び学年	豊山・新栄・志水 小学校		1 年 組	
世帯員氏名	続柄	性別	生年月日	職業又は勤務先
豊山 太郎	父	男	H●●・●●・●●	豊山運送(株)
豊山 花子	母	女	H●●・●●・●●	(有)豊山商店
豊山 二郎				65才未満の同居家族が就労している場合、その方の分の雇用証明書も提出が必要です。
豊山 三郎	弟		H●●・●●・●●	
豊山 小太郎	祖父	男	S●●・●●・●●	(株)豊山建設

年度ごとの申請のため、本年度内の日付を記入してください。

利用希望時間は、雇用証明勤務終了時間+通勤時間+30分以内にしてください。

申込理由	就労により、下校後家庭において親の保護を受けることができないため			
希望する児童クラブ室名	放課後児童クラブ室 豊山・新栄・志水 なかよし会			
利用希望期間及び時間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで 下校時間から午後5時30分まで			
土曜日の希望	有・無	午前8時30分から午後5時30分まで		
生活保護受給	有・無	前年分所得税	課税・非課税	

就労により、下校後家庭において親の保護を受けることができないため

雇用証明書で土曜勤務が確認できる方のみ利用できます。午前8時からの利用は、午前8時30分からの利用では勤務に間に合わない方のみ利用できます。

令和3年分所得税について、見込みで記入してください。令和3年分所得税非課税世帯と生活保護世帯の方は、減免の対象となります。(所得税確定後、別途、申請が必要です。)

(裏)

【 記 入 例 】

児童の状況	病気、生活面で特に注意して欲しいこと		特になし	
習い事等	曜日	時間	内容	習い事先の名称
	金	16:00 ~ 17:00	習字	豊山書道教室
		: ~ :		
児童クラブ室なかよし会からの帰宅方法	1 保護者が迎えにくる 2 祖父母が迎えにくる 3 その他 (緊急時 (熱やかか等) に連絡しますので、必ず記入してください。)			
緊急時の連絡先	連絡先名 ① 豊山 花子 (続柄 母) TEL ●●●●●●●●●● ② 豊山 太郎 (続柄 父) TEL ●●●●●●●●●● ③ 豊山 小太郎 (続柄 祖父) TEL ●●●●●●●●●●			
地図 (自宅→学校→放課後児童クラブ室→自宅の順路を含めた地図を記入してください。順路は朱書きしてください。)				
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;">地図を記入</div> <p>「自宅→学校→放課後児童クラブ室→自宅」の順路を含めた地図を記入してください。 また、順路は「朱書き」してください。</p>				

*添付書類：雇用証明書（保護者及び65歳未満の同居家族が現に就労していることを証する書類）又は保護者及び65歳未満の同居家族が昼間家庭にいない（若しくはこれに相当する）ことを証する書類、傷害保険同意書